

# 労働基準監督署による荷主要請の取組について

大阪労働局労働基準部監督課  
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 自動車運転者の時間外労働の上限規制

R 6年3月31日まで

**上限なし** ※大臣告示（限度基準告示）の適用なし



R 6年4月1日以降

※ 改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用されている

## 自動車運転者の時間外労働の上限規制

法律による上限

**特別条項（例外）**

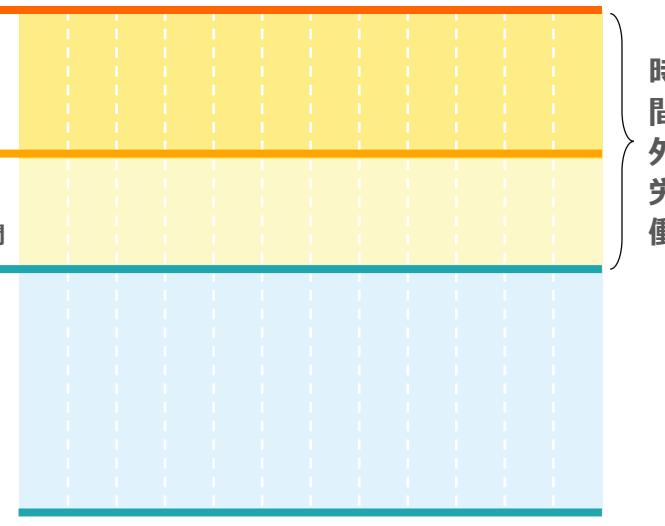
年960時間

法律による上限

**限度時間（原則）** ✓月45時間  
✓年360時間

**法定労働時間**

✓1週40時間  
✓1日8時間



1年間（12か月）

## （参考）一般の業種の時間外労働の上限規制

（原則）  
法律による上限

✓月45時間  
✓年360時間

（例外）  
法律による上限  
(年6か月まで)  
✓年720時間  
✓複数月平均80時間 \*  
✓月100時間未満 \*

\* 休日労働を含む

特別条項

限度時間

法定労働時間

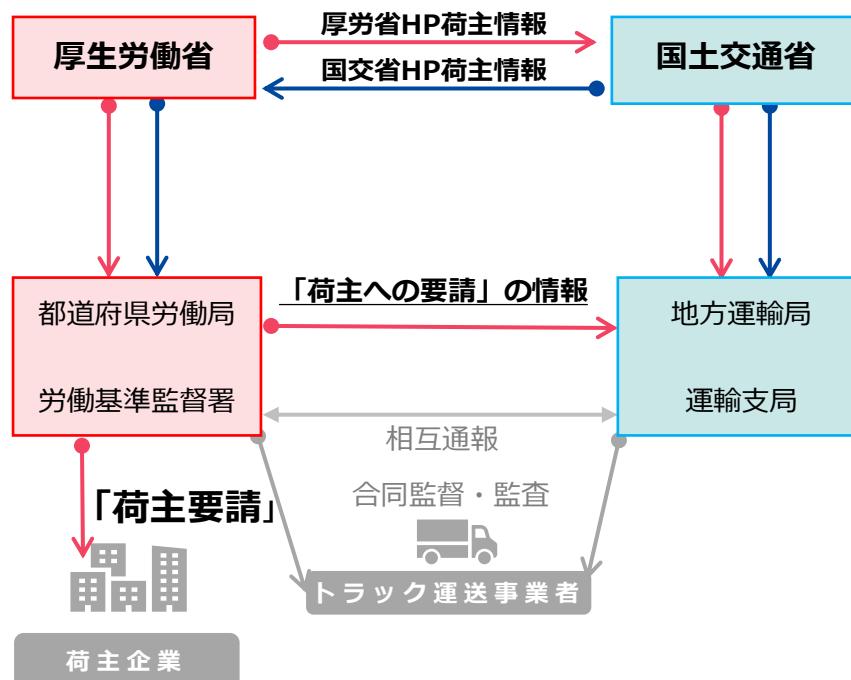
1年間（12か月）

# 発着荷主等に対する要請

トラック運転者の長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、各監督署に「荷主特別対策チーム」を編成し、発着荷主等に対して要請等を行っています。

## ①荷主情報提供の運用

- 厚生労働省のHPに寄せられた荷主情報を国土交通省へ提供
- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラック・物流Gメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用

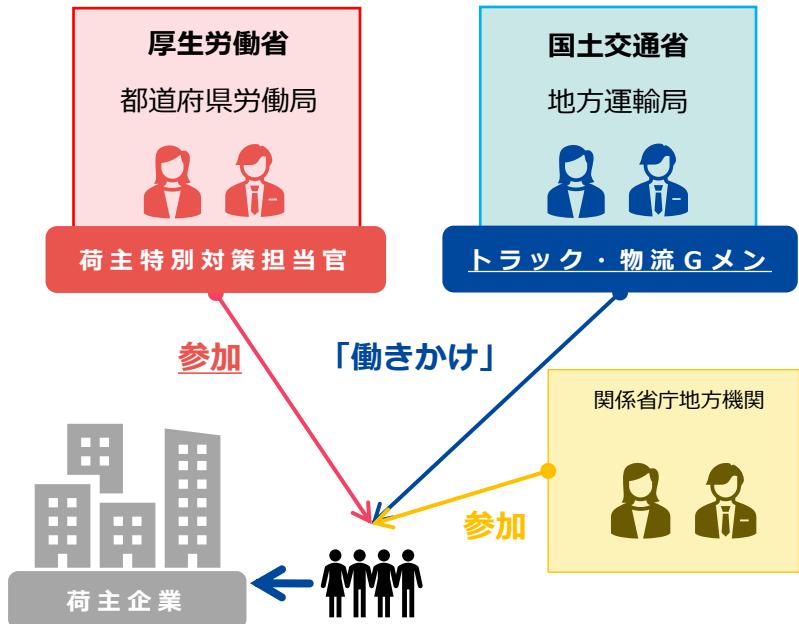


## ③「標準的な運賃」の周知

- 労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

## ② トラック法に基づく「働きかけ」の連携

- 国土交通省に対し、貨物自動車運送事業法（トラック法）等の運行管理に関する規定に違反の疑いがあると認められるトラック運送事業者について通報
- 国土交通省のトラック・物流Gメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」**
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる事案については、**都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加**



# ベストプラクティス企業における取組発表

・長時間労働削減などに積極的に取り組んでいる運送事業者「鴻池運輸株式会社」、荷主企業である「ダイキン工業株式会社」、大阪労働局及び大阪運輸支局との4者による意見交換を実施しました。

## 1 対象企業

### ○道路貨物運送企業：鴻池運輸株式会社

- ・本社：大阪市中央区（大阪本社）、東京都中央区（東京本社）
- ・事業内容：食品関連／定温物流事業、鉄鋼事業、エンジニアリング事業、生活関連事業、食品プロダクト関連事業、メディカル事業、空港事業、国際物流事業、インド事業



### ○荷主企業：ダイキン工業株式会社



- ・本社：大阪市北区
- ・事業内容：空調・冷凍機、化学、油機、特機、電子システム



## 2 主な取組事例

### 【バス予約システムの導入と運用改善】

バスとは、トラックや貨物車が荷物を積み降ろしするための専用スペースのこと。バス予約システムの導入により、荷卸し先での待機や渋滞等に伴う入場時間の予約変更がリアルタイムに把握でき、帰庫時刻に合わせた、貨物の荷揃えが高い精度で可能になったことで、ドライバーの待機時間削減につなげています。

### 【パレット輸送等の推進】

荷主企業において、物流部門と製造部門が連携し、①トラックの内寸、製品形状や荷姿に応じ、パレットサイズを変更（家電業界とも協業）、②製品の基準を定め、組み合わせることでトラック内でパレット2段積みを実現、③多品種少量ランダム生産から、パレット単位での生産方式へ変革、などの取組を継続的に実施することで、積載効率を向上させ、100%パレット輸送を実現したことで、積込み・荷卸し時間を大幅に削減し、作業負担も軽減しました。

#### 一改善前一

- ・ピッキング製品を荷揃えレーンから



車両に製品を手作業で積み込み

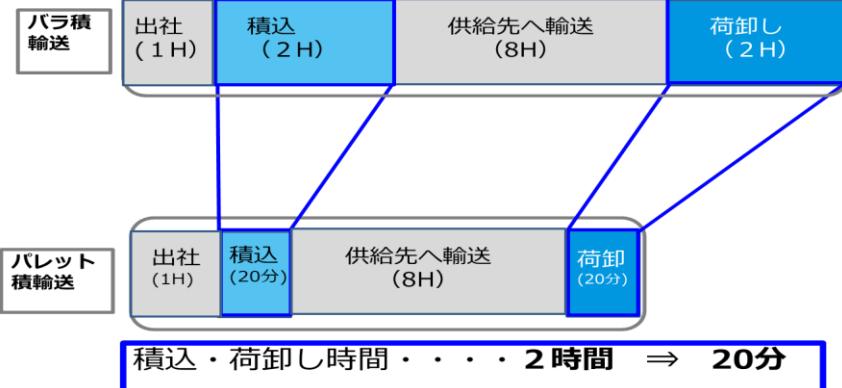
#### 一改善後一

- ・倉庫内作業者によるパレタイズ



車両にパレタイズを積み込み

拘束時間13時間



## 取引慣行の改善に向けた取組／荷待ち・荷役時間の削減に向けた支援

①国民向け周知広報として「時間外労働の上限規制 特設サイト はたらきかたススメ」を開設し、荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化に向けた取組のほか、再配達削減に向けた取組について周知しています（令和5年6月28日～）。②荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等に対して助成します（令和8年度新設）。

#### ①国民向け周知広報



## ②働き方改革推進支援助成金

令和8年度概算要求額 101億円 (92億円) ※( )内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

○実施主体：都道府県労働局 ○令和6年度支給件数 4,283件

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
  - 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

## 2 事業の概要・スキーム

\* 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

コース名	成果目標		助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
業種別課題対応コース (長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	建設事業	①～⑥の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 所定外労働時間の削減 ③ 年休の計画的付与制度の整備 ④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規に9時間（※）以上の勤務間インターバル制度を導入 ※ 自動車運転の業務、医業に従事する医師は10時間以上
	自動車運転の業務	①～⑤の何れかを1つ以上	② 所定外労働時間の削減 ③ 年休の計画的付与制度の整備 ④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規に9時間（※）以上の勤務間インターバル制度を導入 ※ 自動車運転の業務、医業に従事する医師は10時間以上
	医業に従事する医師	①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上	③ 年休の計画的付与制度の整備 ④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規に9時間（※）以上の勤務間インターバル制度を導入 ※ 自動車運転の業務、医業に従事する医師は10時間以上
	砂糖製造業 (鹿児島県・沖縄県に限る)	①～⑤の何れかを1つ以上	⑥ 所定休日の増加 ※ 自動車運転の業務、医業に従事する医師は10時間以上
	その他長時間労働が認められる業種	①～⑤の何れかを1つ以上	⑦ 医師の働き方改革の推進
労働時間短縮・年休促進支援コース (労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	①～③の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	① : 150万円（月80H超→月60H以下）等 ② : 25万円 ③ : 25万円
勤務間インターバル導入コース (勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対し助成)	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入		勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・9～11H: 100万円 ・11H以上: 150万円
取引環境改善コース（仮称） (荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の集団に対し助成)	荷主等により構成される集団が、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に効果を上げること		上限額: 100万円
団体推進コース (傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成)	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること		上限額: 500万円
○ 助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）:	①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組 (取引環境改善コースは、①好事例の周知、普及啓発、②セミナーの開催、③巡回指導、相談窓口の設定、④労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 等) (団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置 等)		
○ 加算制度あり（※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く）	<賃金引き上げ> 賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算（3%以上: 6万円～最大60万円、5%以上: 24万円～最大480万円、7%以上: 36万円～最大720万円）。 <割増賃金率引き上げ> ①割増賃金率を法定より5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を25万円加算。 ②1ヶ月45時間以上60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を100万円加算。		

【イメージキャラクター】玉木宏さん（俳優）